

## 富士見市国民健康保険税条例改正について

## ●概要

地方税法施行令の一部改正等に伴い、国民健康保険税について、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の軽減を行うために、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

## ●主な改正内容

(1) 国民健康保険税について、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を軽減し、軽減対象月は下記のとおりとするものです。

## ① 単胎妊娠の場合

出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの分（4月分）

## ② 多胎妊娠の場合

出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの分（6月分）

(2) その他所要の改正を行います。

## ●施行予定日

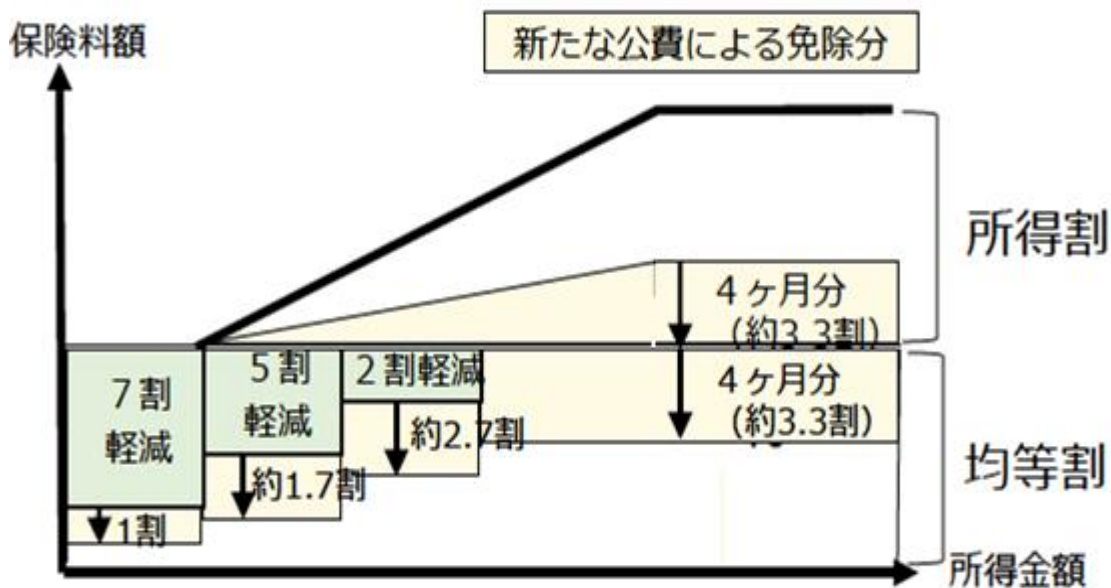
令和6年1月1日等

（一部の改正規定は、公布の日）

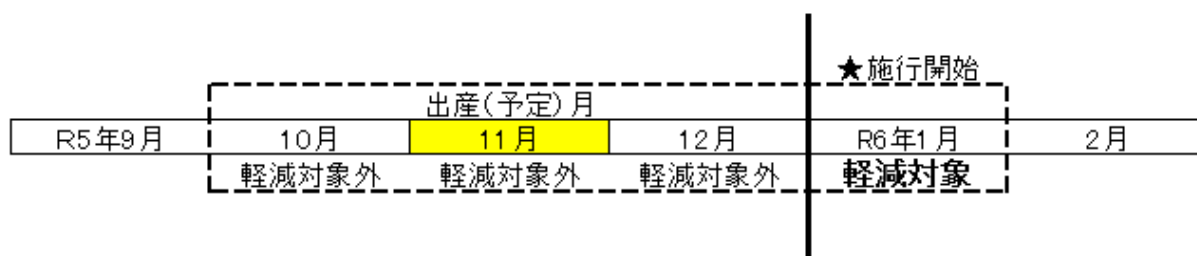
## ●改正内容の説明

出産被保険者の軽減の設定について

(ア) 被保険者所得割・均等割額の軽減イメージ



(イ) 軽減対象月のイメージ (出産 (予定) 月の前後 4 または 6 カ月間)



※令和5年11月以降の出産 (予定) の方が軽減対象

(ウ) 軽減の設定による影響 (年間ベース)

対象	件数	軽減金額(所得割・均等割)
法定軽減対象外世帯	48件	1,517,200円
2割軽減対象世帯	9件	141,200円
5割軽減対象世帯	3件	40,900円
7割軽減対象世帯	6件	22,200円
合計	66件	1,721,500円

※令和4年度実績のデータを基に計算しています。

